障害者活躍推進プラン

機関名	茨城県監査委員事務局
任命権者	茨城県代表監査委員
計画期間	令和2年4月1日~令和7年3月31日(5年間)
事務局にお	茨城県監査委員事務局は、職員総数が20人と小規模な機関であり、こ
ける課題	れまで障害者に限定した募集・採用は行っておらず、また、近年は中途で
	身体障害者となった職員も在籍していなかったことから, 組織的な体制整
	備は特段行ってこなかった。
目標	
①採用関係	現在,他任命権者からの出向者で占めているが,今後,事務局へ障害者
	の配置がある場合や採用の必要性が生じた場合は,適切に対応していく。
②定着関係	障害者である職員が配置された場合は、障害の程度に応じた業務の提
	供,テレワークや時差出勤制度など,働きやすい環境を提供していく。
取組内容	
①障害者の	○障害者雇用推進者として、監査委員事務局次長を選任する。
活躍を推進	○障害者である職員の相談窓口を設置し、事務局職員に周知する。
する体制整	
備	
②障害者の	○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があ
活躍の基本	った場合は、その職員の状況を踏まえ、負担なく遂行できる職務の選定及
となる職務	び創出ができるよう必要な措置を講じる。
の選定・創出	
③障害者の	○相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際
活躍を推進	に、障害者である職員への必要な配慮等の有無を把握した上で、必要な措
するための	置を講じる。
環境整備・人	○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、
事管理	過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
	○募集・採用に当たっては,以下の取扱いを行う。
	・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定しないこと。
	・自力で通勤できることといった条件を設定しないこと。
	・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定しないこと。
④その他	物品等の調達にあたっては、国等による障害者就労施設等からの物品等
	の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を考
	慮する。